

宮城県告示第 648 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和 8 年 9 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の所在地	建築物の構造 の規制に必要な 衝撃に関する事項	縦覧場所
前山の 1	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町浦宿浜字篠浜山 石巻市沢田字沢田、字前山	次の図のとおり	宮城県土木部防災 砂防課及び宮城県 東部土木事務所

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）